



患者さんへのお知らせ

2027年3月から、一部のお薬代が変わります

2027年3月から国の制度が変わり、市販薬と同じ成分のお薬は、お薬代の4分の1を「特別の料金」としてご負担いただくことになります。全国の病院や薬局で同じ扱いです。

4分の1 特別の料金

4分の3

今までどおり保険が使えます（ご負担は1～3割）

🔗 対象になるお薬の例

痛み止め・熱さまし

痛み止め（湿布・塗り薬）

アレルギーの薬

痰の薬

便秘の薬

保湿の薬

皮膚の薬

消毒の薬

対象は77成分あります。ご自分のお薬が対象かどうかは、薬局でお調べします。

💰 ご負担の目安（3割負担）

お薬の例	今まで	これから
解熱鎮痛薬（5日分）	50円	70円
去痰薬（5日分）	50円	70円
便秘薬（30日分）	360円	550円
抗アレルギー薬（30日分）	540円	790円

お薬の代金の部分だけの目安です（厚生労働省の資料）。実際のお会計は、ほかのお薬や調剤の料金と合わせて計算します。

✓ 特別の料金がかからない場合

次のような場合は、特別の料金はかかりません。当てはまるかどうかは、処方した医師が判断します。

- ✓ こども
- ✓ がん・がん治療に関連して生じた状態
- ✓ 指定難病・小児慢性特定疾病と、関連して生じた状態
- ✓ 国の公費負担医療
- ✓ 入院時の処方
- ✓ 侵襲を伴う検査・処置・手術に伴う処方
- ✓ 医師が認めた、年間を通じた長期の使用
- ✓ 市販薬の効能・効果では対応できない状態
- ✓ 妊婦・妊娠の可能性がある人・授乳婦で、市販薬を使えない場合

💬 わからないことは、薬局のスタッフにおたずねください。

薬局名



患者さんへのお知らせ よくあるご質問

お薬代の「特別の料金」について

① 何が変わるのですか？

2027年3月1日から、市販薬と同じ成分のお薬は、お薬代の4分の1を「特別の料金」としてご負担いただくことになります。残りの4分の3は、今までどおり保険が使えます。国の制度で、全国の病院や薬局で同じ扱いです。

② どうして変わるのですか？

医療保険の制度を続けていくために、国が始めるしくみです。市販薬で代わりがきくお薬が対象になっています。

③ 自分は対象外だと思うときは？

対象かどうかは、処方した医師が判断する決まりです。こども、がんや難病の治療中、妊娠中・授乳中などに当てはまる方は、薬局のスタッフにお申し出ください。必要なときは、薬局から医師に確認します。

④ 市販薬を買った方が安いのですか？

お薬によって違います。受診の費用や通院の手間も含めると、症状が軽いときは市販薬が便利な場合もあります。ご希望でしたら、薬剤師が市販薬の選び方をご案内します。

⑤ 消費税はかかりますか？

特別の料金に消費税がかかるかどうかは、まだ決まっていません（2026年末を目途に国から示される予定です）。

⑥ お薬をやめた方がよいですか？

必要な治療は、そのまま続けてください。ご自分の判断でお薬をやめず、気になることは医師・薬剤師にご相談ください。

 わからないことは、薬局のスタッフにおたずねください。

薬局名